第２９回全国高等学校少林寺拳法選抜大会

規定科目について

１　規定組演武、規定単独演武については、次の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

（１）【規定組演武の部】

**①　流水蹴（　前　）　　　　　　　〔５級〕**

**②　切　抜（外・内）　　　　　　　〔４級〕**

**③　上受突（表・裏）　　　　　　　〔６級〕**

**④　外受突（裏・表）　　　　　　　〔４級〕**

**⑤　十字小手（片手）より十字固　　〔３級〕**

**⑥　下受順蹴　　　　　　　　　　　〔５級〕**

（２）【規定単独演武の部】

**①　天地拳第二系　　　　　　　　　〔４級〕**

**②　両手寄抜　　　　　　　　　　　〔３級〕**

**③　天地拳第三系　　　　　　　　　〔３級〕**

**④　突天一　　　　　　　　　　　　〔３級〕**

**⑤　龍王拳第一系　　　　　　　　　〔６級〕**

**⑥　打上突（裏・表）　　　　　　　〔４級〕**

２　団体演武については、１・６構成は単独演武とし、２～５構成は組演武にて構成する。

なお、１・６構成については、下記の単独演武基本法形より、資格に応じてそれぞれ１技選択し、一方向のみ行う。

　　　　天地拳第一系～第六系、義和拳第一系・第二系、龍王拳第一系・第三系、龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第一系

３　注意事項

（１）規定単独演武の部及び規定組演武の部は、大会要項に指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。尚、規定科目が正しく行われなかった場合、順序どおり行われなかった場合は、総合点より１０点減点する。

（２）規定単独演武、団体演武の１・６構成における単独演武基本法形については、開始時の構えから残心時の構えまでを定められた通り行う。定められた内容が行われていない場合は、その内容に応じ、「全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則」及び「少林寺拳法競技規則」に則って、減点とする。

　　　ただし、攻防後に全転換、半転換を伴う「天地拳第３系～第６系、義和拳第１系・第２系、紅卍拳、白蓮拳第１系」については、全転換、半転換部分を他の体捌き、足捌き、運歩に置き換えることを可とし、その後の構えは不問とする。

　（３）級拳士の技の使用については、以下の許容範囲を設ける。

　　　①演武者が、「見習い・６級・５級・４級」の場合は、３級科目までの技が使用できる。

②演武者が、「３級・２級・１級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。

以上